

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績と令和4年度事業予定

目的:「対策の方向性」と「事業実績」について、今後の事業の進捗状況の把握のために整理・評価するもの。  
 作業内容:新旧事業を追加・削除。新旧事業を踏まえ評価。  
 記入要領:①「取組ごとの評価 今後の方針」の欄には、自ら実施している事業にのみ、4段階で取り組み状況・評価を記入。  
 ②評価  
 1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)  
 2)継続して対策を行っていくもの  
 3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの  
 4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの

前管理計画からの継続No.	世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針(令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考
		環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町				
	5 (1) 生態系と自然景観の保全								
	ア. 基本的な考え方								
	イ. 生態系の保全								
	(ア) 植物								
67	ア) 植生の垂直分布	○	○			<H18～21:森林管理局、環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域等調査研究推進連絡会議開催」 :屋久島における調査研究について、島内の有識者等へ報告、意見交換を実施 <H22:森林管理局> ・「屋久島世界遺産の危機と保全～ヤクシカによる被害の現状と共存を考える～」をテーマに「屋久島森林環境シンポジウム」を開催 <H11～R3:森林管理局> ・垂直方向植生モニタリング調査(東部・中央部・南部・西部・北部地域)の実施(R3は東部地域) <H25:環境事務所> ・遺産地域における森林動態モニタリング調査(原生自然環境保全地域内林分4箇所)10年毎	2)継続して対策を行っていくもの	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続	<森林管理局> 「保護林等整備・保全対策事業」垂直方向植生モニタリング調査を実施(中央部地域)
10	イ) 常緑広葉樹林	○	○	○	屋久島環境文化財団(屋久島生物多様性協議会)	オ)固有種・希少種 を参照			
7	ウ) 天然スギ林		○			<H17～:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(屋久スギ樹勢回復措置)」 :縄文杉の樹皮剥離被害箇所の診断、樹勢回復措置及び積雪による枝折れ箇所の経過診断を実施 :著名ヤクスギ(弥生杉他9本、H23は紀元杉、七本杉、奉行杉)及び高塚小屋周辺ヒメシャラ(H21～23) H24～28、二大杉、万代杉、川上杉、母子杉、七本杉、三本杉、三代杉の診断と樹勢回復措置を実施 H29、樹勢診断を愛子杉、樹勢回復措置を大王杉(上部にへん欄工の設置)、樹勢診断:H30(大王杉)、R1(左巻き大ヒノキ)、R2(仁王杉)、R3(川上杉) <H22、H23、H24:森林管理局> ・保護林整備・保全対策事業:天然スギの分布状況を調査、縄文杉周辺環境調査。小杉谷屋久杉円盤記念碑の屋根設置 <H27:森林管理局> ・「保護林整備・保全対策事業」 :遺伝子攪乱の調査、平成27年度は小杉谷地区で植栽人工林スギについて、遺伝子検査を実施	2)継続して対策を行っていくもの	残りの箇所の診断・治療を継続	<森林管理局> ・縄文杉の樹皮剥離被害箇所の経過観測及び著名ヤクスギの巡視を実施(樹勢診断 八本杉)
36		○	○	○	屋久島レクリエーションの森保護管理協議会	<H5～23:森林管理局、レク森協議会> ・「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」 :ウイロンノ株周辺及び蛇之口滝周辺において自然観察路の整備、看板等の設置を実施(H5) :著名屋久杉遺伝資源保存林、楠川歩道等に標識等を設置(H12) :白谷雲水峡及びヤクスギランドに案内板、看板、樹木板等を設置(H12～23) :白谷雲水峡内において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体(ガイド等)により、休憩施設(大型木製ベンチ)の設置(H12～23) :白谷雲水峡及びヤクスギランドにおいて、危険木点検・処理を実施(レク森協議会と) :縄文杉登山道ルートにおいて、森林生態系の保全等に関して普及啓発を図るとともに、周辺の樹木や林床植生の衰退が懸念される箇所を保護するための施設整備計画の策定調査及び標識類の整備を実施(～H20) <H27～:森林管理局、鹿児島県> ・天然杉由来種子の採取、山取苗の育成とともに人工林植栽に取り組んだ ・H29森林景観を活かした観光資源の創出事業による整備 :白谷雲水峡、ヤクスギランドにおいて、森泉洋式トイレ化、多言語看板設置、案内版設置等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	自然休養林内については、デザインの一貫を図って、案内板や看板等の設置を継続実施	<森林管理局、鹿児島県> ・平成27年度から今後の屋久島における人工林の再造林について、天然杉由来の苗木育成を図るため、民(県)・国(林野庁)連携し天然杉種子採取、山取苗木(実生苗)育成
		○				<H24・25:環境事務所> ・屋久島原生自然環境保全地域では、昭和58年度より10年毎の調査が計画され、昭和58年度、平成5年度及び平成24年度に調査が実施されており、継続されているスギ林調査区の復元、個体識別されている樹木の毎木調査、林床植生の調査等の森林群集モニタリング調査を実施し、過年度の調査結果と比較するとともに、その動態について把握	2)継続して対策を行っていくもの	長期間にわたって、定期的な森林動態のモニタリングを実施することにより、当該地域における自然環境の実態を把握し、遺産地域及び原生自然環境保全地域を保全・管理するうえで重要	

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・ 今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町				
8	エ) 登山道等の植生							
4	オ) 固有種・希少種							
5								
6								

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町				
9				○ ○ ○ ○	<p>&lt;H12～:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヤクタネゴヨウ増殖・復元緊急対策事業」等</li> <li>・ヤクタネゴヨウの増殖を図るため、屋久島の自生木を穂木とする接ぎ木苗を養生し、これを利用して採種林及び見本林を造成。植栽木の成長量調査や保育作業をNPOと協力して実施。</li> </ul> <p>&lt;H21:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界遺産保全緊急対策事業(生態系モニタリング)」</li> <li>・屋久島西部地域に自生するヤクタネゴヨウの分布・生育調査を実施</li> </ul> <p>&lt;H22～25:ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会、森林管理局&gt;</p> <p>H23(森林管理局、ヤクタネゴヨウ保全対策協議会関係者、森林総研(九州支所)、育種センター九州育種場等関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤクタネゴヨウの現状、採種林等の今後の取り扱い等について、検討会を実施。</li> <li>・「屋久島森林生態系保護地域におけるナラ枯れ被害等影響調査」の実施、追跡調査の実施</li> <li>・ヤクタネゴヨウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施</li> <li>・瀬切川左岸の自生地の保護林への設定準備</li> </ul> <p>H24:ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会を開催し、マツ材線虫病対策を推進。破沙岳、高平岳の自生地調査を実施</p> <p>H24:ヤクタネゴヨウ自生地(破沙岳、高平岳)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施</p> <p>H25:ヤクタネゴヨウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林設定</p> <p>H26.3 瀬切川ヤクタネゴヨウ植物群落保護林設定</p>	2)継続して対策を行っているもの	試験地の設定、植栽・補植は完了し、保育・管理を継続	<p>&lt;森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境保全森林管理強化対策(「ヤクタネゴヨウ増殖・復元事業」):ヤクタネゴヨウの採種林及び見本林において、植栽木の生育状況のモニタリング調査や保育作業をNPO等と協力して実施</li> <li>・周辺マツ林に松くい虫が発生した場合等の被害未然防止対策(伐倒駆除処理、樹幹注入</li> </ul> <p>&lt;松枯れ保全対策連絡協議会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松枯れ対策連絡協議会を開催し、マツ材線虫病対策を推進</li> </ul>
10				○ ○ ○ ○	<p>&lt;H23～24:屋久島生物多様性保全協議会(環境省補助事業)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋久島生物多様性保全再生事業」</li> <li>・屋久島生物多様性保全協議会を設置し、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置</li> </ul> <p>&lt;H24～26:屋久島生物多様性保全協議会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋久島生物多様性保全再生事業」</li> <li>・屋久島生物多様性保全協議会が、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置しモニタリングを実施</li> </ul> <p>&lt;H27～:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部及び南部(小瀬田、安房、尾之間)に希少種保護のための植生保護柵を設置(H27生態系維持回復事業)</li> <li>・西部植生保護柵(3工区)の改修(H28)</li> <li>・既存植生保護柵13箇所(小瀬田、安房、尾之間、万代杉、自然館前、小杉谷×4、西部×4)で柵内外調査を実施(H28)</li> <li>・淀川及び永田に植生回復のための植生保護柵を設置(H29生態系維持回復事業)</li> <li>・既存植生保護柵(淀川、永田、西部)で柵内外植生調査を実施(H30)</li> <li>・既存植生保護柵(小杉谷、大川の滝、小楊子林道、花山歩道、万代杉手前、安房前岳)で柵内外植生調査を実施(R1)</li> <li>・西部に希少種保護及び植生回復のための植生保護柵を設置(R1)</li> <li>・既存植生保護柵(花之江河、安房前岳、万代杉、小瀬田、尾之間)で柵内外植生調査を実施(R2)</li> <li>・既存植生保護柵(川原×3、半山×2)で柵内外植生調査を実施(R3)</li> </ul> <p>&lt;H30～:屋久島照葉樹林ネットワーク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性保全推進支援事業」(環境省補助事業)</li> </ul>	2)継続して対策を行っているもの	屋久島生物多様性保全協議会としての調査事業を終了し、各機関・団体での各種調査等の継続を検討	<p>&lt;環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存植生保護柵で柵内外植生調査を実施</li> </ul>
15				○	<p>&lt;H21.26_R1:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界遺産保全緊急対策事業(生態系モニタリング)」</li> <li>・屋久島西部地域に自生するヤクタネゴヨウの分布・生育調査を実施</li> </ul>	2)継続して対策を行っているもの	固有種・希少種として引き続き調査	
				○	<p>&lt;H23.24:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋久島全島を対象に草本性の絶滅危惧種について、重要な生育地を把握するとともに、絶滅危惧種の保護管理方策として継続的なモニタリング計画を策定</li> </ul> <p>&lt;H28:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23/24年度に実施した希少・固有植物モニタリングの2回目を実施(調査地点:ツルラン等生育地含む48地点)。ヤクシカによる希少・固有植物への影響評価</li> </ul> <p>&lt;H29:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動物植物種の生育状況確認</li> <li>・ヤクシマウスユキソウ等防鹿対策</li> <li>・高地等にモニタリングサイト新設(13地点) ※モニタリングサイト計107地点</li> </ul> <p>&lt;H30:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動物種等の生育状況把握:H29防鹿対策したヤクシマウスユキソウの生育状況の把握、希少シダ類への防鹿対策・調査結果データより重要生育地等の保護対策の検討他</li> </ul> <p>&lt;R1:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種・固有種の生育状況把握(ヤクシマフクロ、ヤクシマトウヒレン、ヒメサギゴケ)</li> <li>・希少種等モニタリング及び保護柵点検(ヤクシマウスユキソウ、ヤクシマタニヌワラビ)</li> <li>・絶滅危惧植物・固有植物の生育地点の記録</li> </ul> <p>(R2:環境事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2～R4のモニタリング計画策定</li> <li>・モニタリングサイトのモニタリング(23地点)</li> <li>・絶滅危惧植物・固有植物の生育状況及び地点の調査、記録</li> </ul> <p>(R3:環境事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングサイトのモニタリング(20地点)</li> <li>・絶滅危惧植物・固有植物の生育状況及び地点の調査、記録</li> </ul>	2)継続して対策を行っているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き希少種等の生育地点・生育状況の記録を蓄積するとともにモニタリング調査等を継続</li> <li>・特に保全が必要な種、生息地について抽出し、対策を検討</li> </ul>	<p>&lt;環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングサイトのモニタリング(一部サイトを予定)</li> <li>・絶滅危惧植物・固有植物の生育状況及び地点の調査、記録</li> </ul>
82				○	<p>&lt;H22:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「希少動植物の生息・生育状況調査」</li> <li>・目撃情報のあるアカヒゲ(ⅠB類:環境省版)について、文献調査、有識者からのヒアリング、生育調査等を実施</li> </ul>	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					その他の団体(協議会)
13	(イ) 動物				科学委員会ヤクシカWG	<p>&lt;H20:環境省生物多様性センター(鹿児島県委託)&gt;                      ・「自然環境保全基礎調査種の多様性調査」                      :島内24箇所において糞粒法による生息調査を実施し、ヤクシカの密度分布及び全島頭数を把握                      &lt;H21～:森林管理局&gt;                      ・科学委員会にヤクシカWGを設置し、全島的なシカ管理方針を検討                      &lt;H21～森林管理局&gt;                      ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業」                      :野生鳥獣の生息状況・生息環境調査等を行い、希少種の保護を図りつつ、共存を可能とする地域づくりに総合的に取り組む                      :205プロジェクトの実施、シカ害保護柵の設置(H22-24)                      &lt;H21～:環境事務所&gt;                      ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方針検討業務」</p> <p>:固有の植生を保全するために、ヤクシカの適正管理に向け、追加的な密度調査を実施                      :適正個体群密度の推定方法の検討                      :標高別の植生保護柵に加え、花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施                      :ヤクシカの移動範囲移動阻害要因及び移動促進要因の把握、効果的な捕獲方法等の検討を実施                      ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ保護管理対策推進業務」ほか                      :屋久島国立公園を中心とした保護地域におけるヤクシカの個体数管理のための管理捕獲を計画的に推進することを目的として、生息状況のモニタリング方法について検証と改善を実施。これを踏まえた生息状況調査の実施(糞塊法105地点、糞粒法15地点)(糞塊法H26～、糞粒法H21～)                      :現状の捕獲状況を調査し、効果的な捕獲実施場所や捕獲場所ごとの捕獲方法の調査検討を実施(H24～)                      :西部地域での密度操作実験計画の作成検討(意見交換会開催含む)(H29～R1)                      :林道での移動式シャープシューティング実弾試験捕獲・SS導入適否評価(H29～R1)                      :高標高域のヤクシカの行動把握(H30～R2)                      :既存植生保護柵内外の植生調査                      :林道での移動式シャープシューティングによる計画捕獲(R2～)                      :屋久島西部地域における計画捕獲(R2～)及びモニタリング(R1～)                      &lt;H23～鹿児島県自然保護課&gt;                      ・「特定鳥獣総合管理対策推進事業」                      :ヤクシカにかかる第二種特定鳥獣管理計画を策定し、国や市町村と連携を図りながら個体群管理の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図った。</p>	2)継続して対策を行っているもの	ヤクシカの生息密度・頭数・被害状況を概ね把握し、捕獲手法・被害対策等に関する調査、検討を継続	<p>&lt;森林管理局&gt;                      ・科学委員会に設置したヤクシカWGにおいて、全島的なシカ管理方針を検討                      &lt;環境事務所&gt;                      ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ保護管理対策推進業務」ほか、屋久島国立公園を中心とした保護地域におけるヤクシカの個体数管理のための管理捕獲を計画的に推進することを目的として、                      ・ヤクシカの生息状況調査(糞塊法105地点、糞粒法15地点)                      ・前年度のヤクシカ捕獲状況の把握・整理                      ・植生保護柵内外の植生等調査                      ・シャープシューティング体制による捕獲(林道での流し猟式)                      ・屋久島西部地域におけるの計画捕獲及びモニタリング                      ・既存植生保護柵内外の植生調査を実施。</p> <p>&lt;森林管理局&gt;                      ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業」:ヤクシカが生息する屋久島の地域別生息状況・被害状況、植生環境調査等を行い、森林の多様性保全、国土保全の観点から、植生保護・再生、シカ個体数調整方針等を含む共存のための総合的対策の検討・実施。                      ・「森林保全再生整備に係る有害鳥獣捕獲等事業(屋久島地域)」:森林生態系の保全のための植生の保護・回復、屋久島のシカの順応的管理に資することを目的として、シカの誘引捕獲事業を委託により実施                      ・森林生態系管理の目標に関する現況把握・評価</p> <p>&lt;鹿児島県自然保護課&gt;                      ・「特定鳥獣総合管理対策推進事業」:令和4年3月に改定したヤクシカにかかる第二種特定鳥獣管理計画に基づき、国や市町村と連携を図りながら個体群管理の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る</p>
16	ウ. 自然景観の保全								
	(ア) 高層湿原					<p>&lt;H13,14:森林管理局&gt;                      ・「世界遺産保全緊急対策事業」                      :花之江河、小花之江河において土砂流入を防止するため、丸土工、階段工を実施</p> <p>&lt;H18,22,27(5年おき):森林管理局&gt;                      ・「保護林整備・保全対策事業」                      :高層湿原の健全性を把握するためのモニタリング調査を実施                      &lt;H28:森林管理局&gt;                      ・高層湿原の変動に関する対応策の検討調査                      &lt;H29:森林管理局&gt;                      小花之江河に植生保護柵を設置し内外の植生モニタリング調査を実施                      &lt;H30～R3:森林管理局&gt;                      高層湿原保全対策検討会の設置、開催</p>	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	事業の所期の目的は達成	
						<p>&lt;H23～:環境事務所&gt;                      ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方針検討業務」等                      :花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施(H23、H24、H25、H26、H28)</p>	2)継続して対策を行っているもの	高層湿原「花之江河」、「小花之江河」効果的な保全対策を検討	<p>&lt;森林管理局&gt;                      ・小花之江河に設置した植生保護柵内外の植生回復調査                      ・高層湿原保全対策検討会の開催                      ・水収支・地下水位等のモニタリング調査、試行的保全対策箇所の土砂、枝条等の堆積状況のモニタリングを実施、保全対策取りまとめ案を作成</p>
						<p>&lt;H23～:環境事務所&gt;                      ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方針検討業務」等                      :花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施(H23、H24、H25、H26、H28)</p>	2)継続して対策を行っているもの	モニタリング結果や高層湿原保全対策検討会の検討を踏まえ、柵の撤去を検討	<p>&lt;環境事務所&gt;                      ・植生保護柵内外でのヤクシカによる影響調査</p>
7	(イ) ヤクスギの巨樹・巨木					<p>&lt;H17～:森林管理局&gt;                      ・「世界遺産保全緊急対策事業(屋久スギ樹勢回復措置)」                      :縄文杉の樹皮剥離被害箇所の診断、樹勢回復措置及び積雪による枝折れ箇所の経過診断を実施(H17～)。                      :著名ヤクスギ(弥生杉他9本、平成23年度は紀元杉、七本杉、奉行杉、平成24～28年度は、二代大杉、万代杉、川上杉、母子杉、七本杉、三本杉、三代杉)の樹勢診断、樹勢回復措置を実施及び高塚小屋周辺ヒメシャラ診断と修復措置を実施(H21～23)(H29 樹勢診断:愛子杉、樹勢回復措置:大玉杉の上部に編籠工を設置)、樹勢診断:H30(大王杉)、R1(左巻き大ヒノギ)、R2(仁王杉)、R3(川上杉)                      &lt;H22,H23,H24:森林管理局&gt;                      ・保護林整備・保全対策事業:天然スギの分布状況を調査、縄文杉周辺環境調査                      ・「保護林等整備・保全対策事業」大株歩道周辺の植生影響調査</p>	2)継続して対策を行っているもの	残りの箇所の診断・治療を継続	<p>&lt;森林管理局&gt;                      ・「保護林等整備・保全対策事業」(「ヤクスギ樹勢回復措置」ほか):縄文杉の樹皮剥離被害箇所の経過観察及び著名ヤクスギ樹勢診断・治療を実施                      (樹勢診断:八本杉)                      &lt;環境事務所・鹿児島県(施工委任)&gt;                      ・宮之浦岳縄文杉線の登山道設計</p>

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考		
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					その他の団体(協議会)	特記事項
11	エ. 外来種や病害虫等への対応	○	○	○	○	<p>&lt;H15～17:環境事務所&gt;                      ・「屋久島外来生物(タヌキ)対策事業」                      :H15・16にタヌキの生息調査を実施した上で、H17・18にタヌキの捕獲を実施                      &lt;H22, 23, 24, 25, 26, 27:森林管理局&gt;                      ・アブラギリ調査「屋久島森林生態系保護地域におけるナラ枯れ被害等影響調査業務報告書」(ナラ枯れ被害調査とともに、アブラギリの基礎調査を実施,成育分布図の作成、種子散布様式の調査実施),加害実態調査、繁殖実態、拡大抑制・利用方策の調査、駆除試験地の設定等を実施                      &lt;H28～R3:森林管理局&gt;                      アブラギリの駆除(除伐)を実施                      &lt;H29:各関係機関&gt;                      ・外来種対策行政連絡会議を設立</p>	2)継続して対策を行っているもの	タヌキについては、平成18年度から屋久島町が有害鳥獣捕獲を実施	<p>&lt;各関係機関&gt;                      ・外来種対策行政連絡会議の開催                      ・オキナワキノボリトカゲに関する周知資料の作成                      &lt;森林管理局&gt;                      ・アブラギリの駆除(伐採)を実施</p>	
		○	○	○	○	<p>&lt;H16～森林総研,森林管理局(協力)&gt;                      ・ナラ枯れ被害調査                      &lt;H〇～ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会&gt;                      ・ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)                      &lt;松枯れ対策連絡協議会&gt;                      ・松枯れ対策連絡協議会を開催し、マツ材線虫病対策について協議                      ・各主体で分担して被害木の伐採搬出処理等を実施</p>	2)継続して対策を行っているもの		<p>・ナラ枯れ被害追跡調査の実施                      &lt;H16～森林総研,森林管理局(協力)&gt;                      ・ナラ枯れ被害調査                      &lt;松枯れ対策連絡協議会の開催&gt;                      ・松枯れ対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)                      ・被害木の伐採搬出処理等</p>	
					○		<p>&lt;R1～:鹿児島県自然保護課&gt;                      ・「新たななごしま環境文化創出推進事業」(R1～R2)                      ・「外来動植物被害防止総合対策事業(R3～)」                      :種の指定、普及啓発、外来動植物対策推進員の設置等による外来動植物対策を実施</p>	2)継続して対策を行っているもの	島内に推進員2人を配置し事業を継続	<p>&lt;鹿児島県自然保護課&gt;                      ・「外来動植物被害防止総合対策事業」:種の指定、普及啓発、外来動植物対策推進員の設置等による外来動植物対策を実施</p>
86	(2) 自然の適正な利用									
19	イ. 利用の適正化	○	○	○	○	<p>&lt;H15～17:環境事務所&gt;                      ・「エコツーリズム推進モデル事業」等                      :エコツーリズム推進協議会を設置し、ガイド登録・認定制度の設立、西部地域の利用のあり方、里のエコツーリズムの推進等を検討                      &lt;H17:環境事務所&gt;                      ・「屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務」                      :現状と課題を整理した上で、利用制限やマイカー規制の導入等山岳地域の利用適正化方策の検討を実施                      &lt;H21～:屋久島町&gt;                      ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた検討                      &lt;H21～22:環境事務所&gt;                      ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」                      :世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討                      &lt;H22～:屋久島町&gt;                      ・立入制限の実施に伴う事前予約制度を地域関係団体等から選出された委員と検討                      &lt;H23:屋久島町&gt;                      ・立入制限の基礎となる条例案を町議会に上程、結果は否決                      &lt;H25～H27:屋久島町&gt;                      ・屋久島ガイド登録認定制度検討部会においてガイド制度を検討                      &lt;H27:屋久島町&gt;                      ・屋久島町エコツーリズム推進協議会において認定ガイド認定制度実施要綱を制定                      ・屋久島公認ガイド利用推進条例の制定                      &lt;R1～:屋久島町&gt;                      ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた再検討                      ・屋久島町エコツーリズム推進協議会内に「ウミガメ保護利用専門部会」を設置</p>	2)継続して対策を行っているもの	<p>&lt;屋久島町&gt;                      全体構想の策定に向け、特定自然観光資源等の検討</p>	<p>&lt;屋久島町&gt;                      ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた事前協議開始                      ・特定自然観光資源の指定に向け、内容の協議検討                      ・H31年から本運用となったガイド制度のよりよいあり方や特典を検討する。                      ・屋久島町エコツーリズム推進協議会としてウミガメ観察会の実施(→新型コロナの影響で今年度は中止と決定)                      &lt;環境事務所&gt;                      ・全体構想策定支援</p>	
		○	○	○	○	<p>&lt;H21～:屋久島町&gt;                      ・「屋久島山岳部車輛運行対策協議会」                      :3月1日～11月30日の期間(H21は、GW期間及び夏期～秋期)の車両規制を実施                      H29.1～「屋久島山岳部保全利用協議会」へ改称                      R2.12.1～13 Go toトラベルの影響による荒川登山口混雑を考慮し、通行規制の延長を実施</p>	2)継続して対策を行っているもの	平成22年度から車両規制期間の通年化実施	<p>&lt;屋久島町&gt;                      ・「屋久島山岳部保全利用協議会」:3月～11月の車両規制を実施</p>	
					○	○	<p>&lt;H20:鹿児島県観光課&gt;                      ・「魅力ある観光地づくり事業」                      :屋久杉自然館前にマイカー規制用の駐車場、トイレ整備(管理は町)</p>	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	駐車場等の整備が完了	
		○	○	○	○	<p>&lt;H20～:鹿児島県屋久島事務所&gt;                      ・「屋久島山岳部利用対策協議会」                      :屋久島山岳部保全募金の周知・広報及び改善等の検討                      &lt;屋久島町(屋久島山岳部保全利用協議会)&gt;                      ・H27新たな入山協力金の検討結果を踏まえて、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定                      ・H29.1～「屋久島山岳部保全利用協議会」へ改称                      ・H29.3～「屋久島山岳部環境保全協力金」運用開始</p>	2)継続して対策を行っているもの	協力金に係る広報のため継続実施	<p>&lt;屋久島町&gt;                      ・「屋久島山岳部保全利用協議会」:山岳部の利用上の課題、屋久島山岳部環境保全協力金の運営を行う</p>	

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					
					<p>&lt;H21～:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「登山者カウンターによる利用動向の把握」及びその結果を基に「屋久島縄文杉快適登山日カレンダー」を作成</li> <li>:H18～登山者カウンター設置(5箇所:大株歩道、楠川分かれ、淀川口、高塚小屋～新高塚小屋、モッコム登山口)</li> <li>:H28～登山者カウンター増設(5箇所→9箇所:楠川分れ、淀川口、高塚～新高塚、モッコム口、永田歩道、花山歩道、尾之間歩道、太忠岳線)</li> <li>:R1～登山者カウンター設置場所変更(9箇所→6箇所:楠川分れ、淀川口、高塚～新高塚、太柱岳線天文の森、尾之間歩道淀川口、龍神杉登山口)</li> <li>:6つの避難小屋で宿泊利用状況調査(ノート設置)を実施(H27～H30)</li> </ul> <p>&lt;H26・27:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「屋久島世界自然遺産地域における利用の適正化に向けた検討及び利用に関するモニタリング実施業務」</li> <li>:屋久島の世界遺産区域を中心とした保護地域における利用の適正化を図るためのモニタリング計画の策定、実施、管理方法の検討</li> </ul> <p>&lt;H28～:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討業務」</li> <li>:有識者を含む検討会を開催し、山岳部の利用に関するビジョン、利用に関するゾーニングに基づく利用者管理、施設の整備・維持管理、情報提供方策等を検討</li> </ul>	2)継続して対策を行っていくもの	<p>&lt;環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登山者カウンター(6箇所)による利用動向の把握</li> <li>利用に関するモニタリングの実施</li> <li>屋久島世界遺産センターHPを改訂:登山道の利用ランク等の情報提供</li> <li>屋久島マナービデオ全面改訂:放映時間を短縮し、視聴者への確かな情報発信</li> </ul>		
ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針				屋久島町(屋久島町エコツーリズム推進協議会)	イ. 利用の適正化を参照				
				地域連絡会議幹事会	<p>&lt;H24～:地域連絡会議幹事会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山岳部において、利用者増加によって生じる問題は現在でもなお顕在化しており、長期的な対策の方向性を定めることを目的に、屋久島世界遺産地域を中心とした山岳部の利用のあり方について検討の協議</li> </ul> <p>&lt;H28～:環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討業務」</li> <li>:有識者を含む検討会を開催し、山岳部の利用に関するビジョン、利用に関するゾーニングに基づく利用者管理、施設の整備・維持管理、情報提供方策等を検討</li> </ul>	2)継続して対策を行っていくもの	<p>&lt;環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討業務」</li> <li>屋久島世界遺産センターHPを改訂:登山道の利用ランク等の情報提供</li> </ul>		
エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理				屋久島レクリエーションの森保護管理協議会	<p>&lt;H10～20:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「世界遺産保全緊急対策事業(植生回復措置)」</li> <li>:縄文杉周辺の土壌流失・浸食及び植生の後退を防止するため、土壌改良工、丸太筋工等による植生回復、シカネット設置による食害防止対策を実施</li> <li>:永田岳登山道周辺の植生が後退しているため、丸太柵工、木製階段工等による植生回復を実施(H16～20)</li> <li>・地域連携推進対策事業(「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」):縄文杉南デッキの撤去(H28)</li> </ul> <p>&lt;H5～:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」</li> <li>:ウイロン林周辺及び蛇之口滝周辺において自然観察路の整備、看板等の設置を実施(H5)</li> <li>:著名屋久杉遺伝資源保存林、楠川歩道等に標識等を設置(H12)</li> <li>:白谷雲水峡及びヤクスギランドに案内板、看板、樹名板等を設置(H12～21)</li> <li>:縄文杉登山道ルートにおいて、森林生態系の保全等に関して普及啓発を図るとともに、周辺の樹木や林床植生の衰退が懸念される箇所を保護するための施設整備計画の策定調査及び整備を実施、並びに縄文杉デッキの耐久性等調査、縄文杉展望デッキの基礎(支柱等)補強工事、工事資材の回収、翁杉説明板の作成(H20～)</li> <li>縄文杉周辺保護施設(縄文デッキ)の改修に掛かる資材搬出</li> <li>翁杉説明板設置、小杉谷閉山記念天然スギ円盤屋根付け工事</li> <li>:荒川登山同周辺人工林等整備のための保育間伐、試行、活用法の検討</li> </ul> <p>&lt;H19～レク森協議会ほか&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然休養林内の危険木調査及び処理の実施(H23)。</li> <li>・白谷雲水峡内において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体(ガイド等)によるボランティア作業(休憩ベンチ作設)の実施(H23)</li> </ul> <p>&lt;H23:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文杉周辺植生調査の実施</li> </ul> <p>&lt;H6,7:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重要自然維持地域保安林整備事業」等</li> <li>:紀元杉、弥生杉、仏陀杉の根を保護するために木製デッキを設置(H16)</li> <li>:縄文杉の根を保護し樹勢を回復するために木製デッキを設置(H7)</li> </ul> <p>&lt;H16,17:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国土・景観形成推進事業」</li> <li>:高塚小屋周辺の植生回復のために木柵工、編柵工、木製デッキ等を設置</li> </ul> <p>&lt;H16,20:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「森林環境整備推進事業」等</li> <li>:弥生杉周辺のデッキの補修工事を実施</li> </ul> <p>&lt;H25:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文杉北デッキの撤去</li> </ul> <p>&lt;H27:森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋久島自然休養林(白谷地区)」の区域追加指定(H27)</li> <li>・縄文杉南デッキの一部撤去</li> </ul>	2)継続して対策を行っていくもの	<p>世界遺産地域内の植生回復のため、継続実施</p> <p>保護施設整備を検討</p> <p>デッキ等の施設整備を終了し、点検・補修を継続</p>	<p>&lt;レク森協議会、森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両自然休養林で引き続き危険木点検、処理を実施</li> </ul> <p>&lt;町、地元協力団体、レク協、森林管理局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白谷雲水峡等レク森において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体、一般応募者により、ボランティア作業を実施</li> </ul> <p>&lt;環境事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文杉展望デッキの点検・維持管理</li> <li>・管理登山道の点検・維持管理</li> <li>・翁岳～栗生岳区間の浸食荒廃防止工事を実施</li> <li>・大株歩道整備計画策定</li> </ul>	再掲
					<p>&lt;～H21:屋久島町&gt;</p> <p>「屋久島森林鉄道計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:文化的価値の高い森林鉄道を動態保存し、「動く環境教育」として、施設作りを進める構想</li> </ul>	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					その他の団体(協議会)
51	○	○	○	○	(屋久島山岳部保全利用協議会) <H21～:環境事務所> ・携帯トイレ導入試験(H21～29 グリーンワーカー事業、H30～ 屋久島地区携帯トイレ導入推進事業) :携帯トイレの普及・広報及び指導活動、携帯トイレ携行率・使用率調査を実施 <屋久島山岳部利用対策協議会> ・携帯トイレ用仮設ブースの設置 ・携帯トイレ用リーフレットの作成・配布	2)継続して対策を行っていくもの	山岳トイレに係る現地調査を終了し、結果に基づき詳細設計等を継続 <屋久島町> レモンガスからの寄附金を財源に高塚小屋の建て替えを行った	<環境事務所> ・屋久島地区携帯トイレ導入の推進 <屋久島山岳部保全利用協議会> ・携帯トイレ用リーフレットの作成・配布	
52	○	○	○	○	(屋久島山岳部保全利用協議会) <H20～:屋久島町(屋久島山岳部利用対策協議会)> ・「屋久島山岳部保全募金及び山岳部トイレし尿運搬業務」 :屋久島山岳部利用対策協議会において平成20年度から山岳部のし尿処理対策費用に充てるため、募金の収受を開始。また、し尿処理対策として人力搬出を実施 ・H27 新たな入山協力金の検討結果を踏まえて、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定 ・H29.1～「屋久島山岳部保全利用協議会」へ改称 ・H29.3～「屋久島山岳部環境保全協力金」運用開始 ・H31 横領事件の発覚。信頼回復のため、入金機の導入やキャッシュレス化の導入を図る。	2)継続して対策を行っていくもの	平成29年3月「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」運用開始 横領事件の反省から、現金取扱の徹底のほかキャッシュレス化を推進し、透明性と利便性を確保	<屋久島町(屋久島山岳部保全利用協議会)> ・「屋久島山岳部環境保全協力金及び山岳部トイレし尿運搬業務」: 屋久島山岳部保全利用協議会において平成20年度から山岳部のし尿処理対策費用に充てるため、募金(H29.3より「協力金」)の収受を開始。また、し尿処理対策として人力搬出を実施	再掲
56	○	○	○	○	<H18～H21:環境事務所> ・「屋久島登山道整備事業」 :平石岩屋～淀川登山口区間の登山道を石組工法により整備 <H22～H27:環境事務所> ・「屋久島山岳部トイレ整備事業」 :屋久島山岳部の自然環境への負荷を軽減するために導入及び新築が決定した携帯トイレブース及び新高塚避難小屋付帯トイレ整備 <H24～28:環境事務所> ・「屋久島登山道整備業務」 :宮之浦岳縄文杉線歩道並びに視線を対象とした登山道整備・浸食防止措置、橋架け替え、携帯トイレブースの追加整備。 (淀川橋、黒味別れ～黒味岳、投石平手前、大王杉(携帯トイレ)) :永田線(焼野三叉路一鹿ノ沢小屋間)での浸食防止措置等登山道再整備に係る設計(H27) :淀川登山口休憩所(情報提供・ゲート機能)の設計(H28) :永田歩道(鹿之沢小屋～焼野三叉路間)の浸食防止措置等登山道整備工事を実施(R1(H30繰越)) :淀川登山口休憩所を設置(R1) <H22:環境事務所> ・「淀川護岸工事」 :歩道の安全利用を目的として、近自然的な護岸工事(ラップストーン工法)を実施 <H20～:環境事務所> ・「屋久島地域登山道巡視等委託業務」 :直轄整備区間である淀川登山口～平石岩屋、及び焼野三叉路～鹿之沢小屋の登山道・携帯ブースの巡視・点検・簡易補修及びササ払いを実施 (R3:環境事務所・鹿児島県(施工委任)) 大王杉う回路整備工事	2)継続して対策を行っていくもの	宮之浦岳縄文杉線歩道の設計	<環境事務所> ・屋久島登山道整備 ・翁岳～栗生岳区間の浸食荒廃防止工事を実施 ・大株歩道整備計画策定 ・「屋久島地域登山道巡視等委託業務」 :直轄整備区間である淀川登山口～平石岩屋間、及び焼野三叉路～鹿之沢小屋間の登山道、携帯トイレブース、登山口標識の点検・巡視及び簡易な補修やササ払いを実施	
58	○	○	○	○	<H5～H23、H26～:環境事務所> ・「グリーンワーカー事業(屋久島登山道補修事業)」等 :土壌浸食等により破損、崩壊が見られる登山道において、利用者の安全を図るため、簡易な補修等を実施 <H21:環境事務所> ・「グリーンワーカー事業(屋久島主要登山道補修事業)」 :宮之浦縄文杉線道路(歩道)の崩落事故を受けた迂回路の設置	2)継続して対策を行っていくもの	利用されている登山道の安全維持のため継続実施	<環境事務所> ・グリーンワーカー事業(屋久島登山道補修事業):土壌浸食等により破損、崩壊が見られる登山道において、利用者の安全を図るため、簡易な補修を実施	
59	○	○	○	○	<H19～20:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産保全利用検討調査業務」 :自然環境のモニタリング及び施設管理を目的として、登山道周囲360°の撮影を実施し、任意の場所を映像で確認することができる「アグリアンリケーション」システムを構築	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	調査は終了し、その結果を今後の施設管理等に活用		
61	○	○	○	○	<～R3:鹿児島県PR観光課> ・「観光施設管理事業」 :登山歩道、避難小屋、トイレの維持管理(町、(一財)九州電気保安協会鹿児島支部(※)に委託) ※(一財)九州電気保安協会鹿児島支部には、H30から大株歩道入口トイレの電気設備保安業務についての委託。その他は引き続き屋久島町に委託している	2)継続して対策を行っていくもの	既設トイレの維持管理を継続実施	<鹿児島県PR観光課> ・「観光施設管理事業」:登山歩道、避難小屋、トイレの維持管理(町、(一財)九州電気保安協会鹿児島支部に委託)	
62	○	○	○	○	<～H22:鹿児島県観光課(現:PR観光課)> ・「自然公園等整備事業」 :小杉谷～大株歩道入口の軌道、登山道改修	2)継続して対策を行っていくもの	鉄橋架け替えを実施済		
64	○				<H23:環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」 :霧島屋久国立公園屋久島地域(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握し、関係機関と課題を共有し有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における中期整備計画を策定 <H28、H29:環境事務所> ・登山道について、荒廃状況調査とH22年度調査結果との比較評価を実施 ・上記区間のうち、荒廃が顕著な宮之浦岳縄文杉線の一部で、字識者への現地助言聴取を実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	平成22年度に施設整備計画を策定 平成23年度に国立公園計画点検を実施		
65	○				<H11～17:環境事務所> ・「屋久島にふさわしい登山道整備の技術指針・管理の技術指針作成」 <H23:環境事務所> ・「屋久島登山道技術指針(平成23年)」策定	2)継続して対策を行っていくもの	一定の検討は行ったが、課題として、整備実績を踏まえて、今後調整が必要		

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					その他の団体(協議会)
18	○	○	○	○	イ. 利用の適正化 を参照				
20	○			○	(屋久島山岳部保全利用協議会) (屋久島町エコツアー推進協議会) 屋久島環境文化財団 (屋久島町エコツアー推進協議会) (屋久島里めぐり推進協議会)	<H15~17:環境事務所> ・「エコツアー推進モデル事業」等 :エコツアー推進協議会を設置し、ガイド登録・認定制度の設立、西部地域の利用のあり方、里のエコツアーの推進等を検討 <H21~:屋久島町> ・「エコツアー推進事業」 :現行のガイド登録・認定制度のうち、確立している登録制度の拡充と認定制度の確立を検討(平成16年9月に設置した屋久島地区エコツアー推進協議会は平成21年8月からエコツアー推進法による協議会へ移行) <H23~:屋久島里めぐり推進協議会> ・屋久島の地域自然や文化、歴史の適切な保全とその持続可能な利用のため、地元の語り部(ガイド)による案内で集落内の散策を行う里のエコツアーを実施	2)継続して対策を行っていくもの	エコツアー推進法のための全体構想の検討を継続	<屋久島里めぐり推進協議会> ・屋久島の集落に伝わる歴史、文化、自然、産業などを地元の語り部(ガイド)による案内で集落内の散策を実施する。また集落の方々と連携し、さまざまな地域資源を掘り起こして散策ルートを作成する。
27	○			○	屋久島環境文化財団 (屋久島町エコツアー推進協議会)	<H9~:屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」 :エコツアーガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	エコツアー推進法のための全体構想の検討を継続	<屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」:エコツアーガイドの育成、資質向上のための講習会等を実施する
28	○	○	○	○	(屋久島町エコツアー推進協議会)	<~H20:環境事務所> ・「屋久島地区エコツアー普及促進業務」 :屋久島におけるエコツアーの取り組みを紹介するためのパンフレット及びポスター等を作成 <H14~:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ」の制作 :屋久島の世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを制作・改訂し、交通機関等において放映 <H26:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」:「屋久島国立公園」への反映及び放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報の発信を実施。 <H29:環境事務所> ・世界遺産屋久島山岳部環境保全協力金施行等の状況変化を踏まえ、山岳部におけるマナー啓発の「屋久島マナービデオ」改訂	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	エコツアー推進法のための全体構想の検討を継続	<環境事務所> ・屋久島マナービデオ改訂:放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報発信
87	○	○	○	○	地域連絡会議 科学委員会	<H21~:地域連絡会議、科学委員会> ・科学委員会を設置し、遺産地域管理計画の見直し、継続的に実施すべきと考えられるモニタリング項目と現在までの実施状況について議論 <H21:科学委員会事務局> ・「屋久島世界遺産地域調査研究報告会」を実施 <H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定 <H24:科学委員会> ・新たな「屋久島世界遺産地域管理計画」を策定	2)継続して対策を行っていくもの	科学委員会、地域連絡会議の議論を継続	<地域連絡会議、科学委員会、環境事務所> 「管理計画」及び「モニタリング計画」改訂に向け、R3から引き続き、現状や論点整理を実施の上、作業部会等を開催
88	○					<環境事務所> ・屋久島自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行った。			<環境事務所> ・屋久島自然保護官事務所において、パトロール等実施し、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行う
89		○				<森林管理局> ・屋久島森林管理署本署及び屋久島森林生態系保全センターにおいて、屋久島森林生態系保護地域等の国有林野の保全・管理を行った。			<森林管理局> ・屋久島森林生態系保全地域等の保全・管理を行う
90			○		鹿児島県教育庁	<鹿児島県教育委員会> ・熊本教育事務所において、文化財保護法に基づく管理を行った。	2)継続して対策を行っていくもの		<鹿児島県教育委員会> ・熊本教育事務所において文化財保護法に基づく管理を行う
91				○		<鹿児島県> ・自然保護課、PR観光課及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理、西部林道周辺の国有地の管理を行った。			<鹿児島県> ・自然保護課、PR観光課及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理及び西部林道周辺の国有地の管理
92				○		<屋久島町> ・屋久島町において、自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツアーの推進、環境対策、文化財の管理等を行う ・世界遺産登録地域を構成する町村のネットワークを構築	2)継続して対策を行っていくもの		<屋久島町> ・世界遺産地域ネットワーク協議会構成自治体間の意見交換会を実施(R4年度は、開催地未定) ・必要に応じて関係省庁への要望活動を実施



前管理計画からの継続 No.	世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考	
		環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					その他の団体(協議会)
93	(4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動									
14	イ. 調査研究・モニタリング	○	○			<H20~25:(独)森林総合研究所> ・「地球環境保全等試験研究費」 : 越境大気汚染物質が西南日本の森林生態系に及ぼす影響の評価と予測に関する調査を実施	2) 継続して対策を行っていくもの	<(独)森林総合研究所> ・「環境省公害一括計上予算」・屋久島地域における越境大気汚染物質等の飛来量および森林生態系に及ぼす影響の調査 ・天文の森の試験林の調査		
14			○			<H21~29: 林野庁> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」 : 森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施 <H7~: 森林管理局> ・「モニタリング調査」 : 島内10箇所に雨量計、3箇所に温度計を設置し、年間を通して雨量・温度調査を実施	2) 継続して対策を行っていくもの	平成24年度までにモニタリングプログラムを開発することを目標	<森林管理局> ・「モニタリング調査」: 島内に設置している気象観測装置(11箇所の雨量計、3箇所の温度計)により、年間を通して気象観測を実施	
				○			<H27: 森林管理局> ・口永良部島新岳の噴火に伴う降灰植生影響調査及び降灰量調査の実施	2) 継続して対策を行っていくもの		<森林管理局> ・口永良部島新岳の噴火に伴う降灰植生影響調査及び降灰量調査の実施(噴火発生時) 降灰量は参考として定点撮影を行う
68			○	○	○		<H18: 環境事務所> ・「屋久島論文等情報データベース化業務」 : 屋久島の自然環境保全に関する論文等の情報を収集し、データベース化を実施 <H18~H20: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域における生態系の動態把握と保全管理手法に関する調査」 : 屋久島の生態系の動態等を定量的、継続的に把握するためのシステム構築を目的として、屋久島の自然環境を総合的に把握するための気象、地形地質、植生、動物等の調査を実施 <H21・22、R1~: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」 : 屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、評価のために必要な指標の検討を行うとともに、今後、必要な調査研究や長期モニタリングを検討 : 現管理計画・モニタリング計画改定に向け、情報収集及び整理を実施	2) 継続して対策を行っていくもの	情報収集及びデータベース化を終了し、この結果を基に屋久島に必要なモニタリング調査を検討	<環境事務所> 屋久島世界遺産地域順応的的管理方策見直し検討調査等業務: 現管理計画・モニタリング計画改定に向け、作業部会等を開催
70			○	○	○		<H20: 屋久島町> ・「屋久島フィールドワーク講座」 : 研究者と大学生によりフィールドワークの基礎体験講座の開催と10周年シンポジウムの開催。	1) すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	10年を経過して終了。	
71			○	○	○		<H20: 環境事務所 他> ・「屋久島世界自然遺産登録15周年記念シンポジウム運営業務」 : 屋久島におけるこれまでの取組、今後の課題についての意見交換 <H20: 森林管理局 他> ・「シンポジウム開催(世界自然遺産・縄文杉からのメッセージ)」 : 縄文杉の現状と屋久島森林生態系保護地域のモニタリング調査結果や今後の課題についての報告と意見交換	1) すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	所期の目的を達成	
73			○	○	○		<H19~20: 環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産保全利用検討調査業務」 : 自然環境のモニタリング及び施設管理を主目的として、登山道周囲360°の撮影を実施し、任意の場所を映像で確認することができる「アクティブリンクビジョン」システムを構築 <H21~26: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」 : 屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、評価のために必要な指標の検討を行うとともに、今後、必要な調査研究や長期モニタリングを検討、また、それらの情報公開を行うデータセンターの整備、気象観測データの試験実施	1) すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	システムを構築し、今後のモニタリング計画策定等に活用	
74			○	○		屋久島環境文化財団	<~H23: 森林管理局> ・「調査研究連携事業」 : 国有林内で学術調査を行った研究機関の報告書を取りまとめ保全センターの年報に公表	2) 継続して対策を行っていくもの	研究機関等との連携促進のため継続実施	<森林管理局> ・「調査研究連携事業」: 国有林内で学術調査を行った研究機関の報告書を取りまとめ保全センターの年報に公表
78				○			<H7~: 森林管理局> ・「大気環境に係る基礎的なデータの観測・収集等」 : 島内10箇所に雨量計、3箇所に温度計を設置し年間を通して気象観測を実施	2) 継続して対策を行っていくもの	各種調査・研究に資するため継続実施	<森林管理局> ・「モニタリング調査」: 島内11箇所に雨量計、3箇所に温度計を設置し、年間を通して気象観測を実施★
79				○			<H21~: 森林管理局> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」 : 森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施	2) 継続して対策を行っていくもの	平成24年度までにモニタリングプログラムを開発することとし、22年度はその基礎調査を実施	<森林管理局> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」: 森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施★
80			○			<H23.3~: 環境事務所> ・西部、東部、新高塚小屋等において、気温、湿度、降水量、地温等の気象データを観測 ・雨量計改修(新高塚小屋)、土壌水分の計測中止・機器撤去(R1)			<環境事務所> ・西部、東部、新高塚小屋等において、気温、湿度、降水量、地温の気象データを観測	

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町				
ウ. 巡視活動					<H10～:環境事務所> ・特異な自然景観資源の現場把握のため、定点において写真撮影を実施 ・撮影箇所及び頻度の変更(R1)		<環境事務所> ・特異な自然景観資源の把握のため、定点において写真撮影を実施	
				○	<～H18屋久島町> ・「環境現況調査」 :宮之浦川、一湊川、永田川等の水質検査及び工場からの粉塵悪臭調査等を行い郊外の未然防止のための定期監視を実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		
		○	○	○	<H20:地域連絡会議> ・「世界遺産地域巡視マニュアル作成」 :関係機関で共通の巡視方法及び報告様式等を整備 <環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」 :職員による巡視を実施 <H17～:環境事務所> ・アクティブレンジャーの配置による巡視の強化 <H23～:森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)による18ルート(箇所)の年間を通した巡視・点検	2)継続して対策を行っていくもの	登山シーズンを中心に、他機関と連絡調整を行なって実施	<地域連絡会議> ・「世界遺産地域巡視マニュアルに基づく巡視」:平成20年度に策定した巡視マニュアルに基づいて、引き続き巡視体制を強化 マニュアルは策定から10年以上経過しているため、利用状況等踏まえて見直しを検討 <環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」:職員による巡視を実施。 ・アクティブレンジャーによるパトロールを実施 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の年間を通した間断無い巡視を行うと共に、18ルート・箇所に加え植生保護柵巡視・点検を追加)
		○	○	○	<H18～:森林管理局> ・「松枯れ対策連絡協議会(屋久島支部)」 :森林管理局、町、NPO、環境省、研究者等が協働してヤクタネゴヨウの自生地及び採種林等において保全活動を実施 ・地域と連携した松くい虫(マツノザイセンチュウ病)対策の実施(協議会開催、巡視活動、啓発普及)	2)継続して対策を行っていくもの	協議会メンバー間の情報交換等の活動を継続	<森林管理局> ・地球環境保全森林管理強化対策(「松枯れ対策連絡協議会(屋久島支部)」等):森林管理局、町、NPO、研究者等が協働してヤクタネゴヨウの保全活動を実施★ <松枯れ対策連絡協議会> ・松枯れ対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)★
		○			<H8～:環境事務所> ・「屋久島国立公園パークボランティアの運営」 :主に国立公園内の美化清掃及び保護管理活動を充実するため、地域住民の自発的協力により利用地点の美化清掃及び外来種駆除活動等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	清掃活動等は継続実施	<環境事務所> ・屋久島国立公園パークボランティアの運営:主に国立公園内の美化清掃及び保護管理活動を充実するため、地域住民の自発的協力により利用地点の美化清掃及び外来種駆除活動等を実施
			○	<S47～:鹿児島県自然保護課> ・「自然保護推進員」 :自然保護推進員を設置し、自然保護思想の普及啓発を実施	2)継続して対策を行っていくもの	普及啓発のため継続実施	<鹿児島県自然保護課> ・「自然保護推進員」:自然保護推進員を設置し、自然保護思想の普及啓発を行う	
(5) 地域との連携・協働	○	○	○	屋久島環境文化財団 (山岳部保全利用協議会) (エコツーリズム推進協議会)	<屋久島山岳部保全利用協議会・エコツーリズム推進協議会>	2)継続して対策を行っていくもの	継続。 ほか屋久島世界遺産地域連絡会議として地域の意見や提案を幅広く聞き、管理に活用できるよう、構成員の検討を行う	<屋久島山岳部保全利用協議会・エコツーリズム推進協議会> ・会議の開催により、地域の意見や提案等を調整 <地域連絡会議> ・構成員に地元関係機関を加え再編
(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発	○	○	○	屋久島環境文化財団	<H1～:環境事務所、屋久島町、屋久島環境文化財団> ・「自然に親しむ集い」 :自然体験、環境教育を推進するため、地域住民を対象に年4回程度開催	2)継続して対策を行っていくもの	継続事業として実施	<環境事務所、屋久島町、屋久島環境文化財団> ・「自然に親しむ集い」:自然体験、環境教育を推進するため、地域住民を対象に年3回開催 ・自然体験、環境教育を推進するため、島内3者による合同研修を開催し、連携を強化
		○			<H18～25:環境事務所> ・「子どもパークレンジャー」 :レンジャー活動の体験を通して、自然体験、環境教育を推進するため、小学生～中学生を対象として年2回程度開催 <H20～:環境事務所> ・「出前授業」 :自然体験、環境教育を推進するため小学校等において国立公園や世界遺産等を紹介する出前授業等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	継続事業として実施	<環境事務所> ・出前授業の実施
		○		屋久島環境文化財団	<H8～:鹿児島県自然保護課> ・「屋久島環境文化村構想の推進」 :屋久島の自然・文化の総合的な情報提供を中核施設で実施	2)継続して対策を行っていくもの	情報提供のため継続して管理運営を実施	<鹿児島県自然保護課> ・「屋久島環境文化村構想」:屋久島の自然・文化の総合的な情報提供を中核施設で実施
			○		<～H18:屋久島町> ・原生林体験ウォークラリー屋久島の実施 <～H19:屋久島町> ・「ふるさと森林教室」 :小学4～6年生を対象に原生林歩道の登山活動を通して、屋久島の野生動物植物について理解を深める	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	所期の目標を達成したために終了	

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・今後の方針 (令和3年度時点)		令和4年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町		その他の団体(協議会)	特記事項			
38				○	屋久島観光協会	<H20～25:屋久島町> ・「屋久島ツアーデー」 :屋久島の自然を歩き、自然愛護思想を高め、観光振興を図るイベントを開催	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			
				○	屋久島観光協会	<H22～:屋久島町> ・「サイクリング屋久島」 :環境にやさしいエコな乗り物である自転車で屋久島の森を感じ、島民との交流により地域の元気づくりを図るイベントを開催	2)継続して対策を行っていくもの	令和2年度はコロナ感染防止のため中止		
24				○		<～H21:屋久島町> 「屋久島森林鉄道計画」 :文化的価値の高い森林鉄道を動態保存し、「動く環境教育」として、施設作りを進める構想	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			再掲
27	○	○	○	○	屋久島環境文化財団 (屋久島町エコリズム推進協議会)	<H9～:屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」 :エコツアーガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	エコリズム推進法のための全体構想の検討を継続	<屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」:エコツアーガイドの育成や資質向上のための講習会等を実施	再掲
28	○	○	○	○	屋久島環境文化財団 (屋久島町エコリズム推進協議会) (屋久島山岳部保全利用協議会)	<～H20:環境事務所> ・「屋久島地区エコリズム普及促進業務」 :屋久島におけるエコリズムの取り組みを紹介するためのパンフレット及びポスター等を作成 <H14～:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」 :世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを制作、改訂し、交通機関等において放映(H14) :「屋久島国立公園」への反映及び放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報の発信を実施(H26) :世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金施行等の状況変化を踏まえ改訂(H29)	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	エコリズム推進法のための全体構想の検討を継続	<環境事務所> 屋久島マナービデオ改訂:放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報の発信する	再掲
29	○					<H8～:環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」 :環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。 :2階の研究スペースの研究者等への提供	2)継続して対策を行っていくもの	センターの管理運営を実施	<環境事務所> ・屋久島世界遺産センターの運営:環境情報の収集のほか、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として、随時展示を更新 ・屋久島世界遺産センターのホームページ改訂:サイト構成、内容を見直し、閲覧者に屋久島の自然環境の魅力だけでなく、利用ルールやマナーなどの普及啓発や周知を図る。	
31	○	○	○	○	屋久島環境文化財団 (屋久島山岳部保全利用協議会)	<H11～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 :マナーガイドの作成・配布等利用者への啓発・情報提供 H29.1～「屋久島山岳部保全利用協議会」へ改称	2)継続して対策を行っていくもの	普及啓発のため継続実施	<屋久島町> ・「屋久島山岳部保全利用協議会」:マナーガイドの作成・配布等利用者への啓発・情報提供	
33				○	屋久島環境文化財団	<H8～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 :屋久島自然・文化体験セミナー・ふるさとセミナーなど環境学習事業を実施	2)継続して対策を行っていくもの	環境学習のため継続実施	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」:屋久島自然・文化体験セミナー・ふるさとセミナーなど環境学習事業を実施する	
34				○	屋久島環境文化財団	<H8～:屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」 :民間団体等の環境保全活動への支援山岳部環境保全の啓発活動を実施	2)継続して対策を行っていくもの	環境活動支援のため継続実施	<屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」:民間団体等の環境保全活動への支援山岳部保全の啓発活動を実施する	
35				○	屋久島環境文化財団	<H8～:屋久島環境文化財団> ・「交流推進事業」 :情報誌の発行やボランティアネットワークの形成など環境保全のための交流活動を推進	2)継続して対策を行っていくもの	交流活動のため継続実施	<屋久島環境文化財団> ・「交流推進事業」,「ネットワーク形成」:情報誌の発行やボランティアネットワークの形成など環境保全のための交流活動を推進する	
39				○		<～H22:屋久島町> ・「チャレンジ・ザ・縄文杉」 :小学5年～中学3年を対象に屋久島の自然を体験するため縄文杉登山を実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	H22をもって終了		
66	○	○	○	○	屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 (屋久島山岳部保全利用協議会)	<H20～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 :屋久島山岳部保全募金の周知・広報及び改善等の検討 H29.1～「屋久島山岳部保全利用協議会」へ改称	2)継続して対策を行っていくもの	保全募金に係る広報のため継続実施	<屋久島町> ・「屋久島山岳部保全利用協議会」:山岳部の利用上の課題、屋久島山岳部環境保全協力金の運営を行う	再掲
69	○	○	○	○		<H9～:森林管理局> ・「普及啓発事業」 :国有林内の東西南北と中央部の5箇所にそれぞれ標高200m毎にプロットを設置し、5年を周期とする森林生態系モニタリング調査を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H11～) :ヤクシカネゴヨウの分布調査等を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H11～) :花之江河、小花之江河の高層湿原における植生モニタリング調査等を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H9～) <森林管理局> ・屋久島森林生態系保全センターHP全般を見直し、改訂 屋久島の動物(H24)、植物(屋久島の植物図鑑(H23-24))、屋久島の山(H24)、ヤクシカ好き嫌い植物図鑑(H23-24)を作成公表 ・年報の発刊(H17～) ・手作り植物図鑑(H26)を作成 ・併せて、屋久島のヤクシカによる生態系被害等食害の状況を新たにとりまとめHP公表(H24) 関連してヤクシカの生態系への被害状況をマスコミ対応(日本農業新聞掲載) ・H29:屋久島版「シカと森林のカード」の作成と教育現場等での活用を図る。(島内中学校での森林教室の実施)	2)継続して対策を行っていくもの	5年毎に行なう森林生態系モニタリング調査の結果を広く情報提供するため継続実施	<森林管理局> ・「普及啓発事業」:島内外の一般の者、登山者等に対して、過去の屋久島の森林生態系、世界遺産地域、生物多様性等に係る調査報告、各種会議の開催情報、巡視活動等により得られた生息動植物に関する情報等について、年報、広報誌「洋上アルプス」の発刊やHPを通じて情報提供。 ・屋久島森林生態系保全センターHPの随時見直し、屋久島の動植物、自然等の情報提供 ・小中学校の先生を対象に屋久島の森林・林業等について情報を発信する「屋久島森の塾」の開催	

世界遺産地域管理計画	関係機関				令和3年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	評価・ 今後の方針 (令和3年度時点)	令和4年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町				
75	○	○		○	屋久島環境文化財団 <H21～:屋久島町> ・「東京環境工科専門学校屋久島実習への支援」 ・屋久島の豊かな自然を活用した体験実習を支援	2)継続して対策を行っていくもの 情報交換等は継続実施	<屋久島町> ・「東京環境工科専門学校屋久島実習への支援」:屋久島の豊かな自然を活用した体験実習を支援	
	○	○		○	屋久島環境文化財団 <H15～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 ・屋久島に関わる研究者の講演会(屋久島研究講座)を実施	2)継続して対策を行っていくもの 情報交換等は継続実施	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」:屋久島に関わる研究者の講演会(屋久島研究講座)を実施する	
76				○	屋久島学ソサエティ <H25～:屋久島町> ・島民と屋久島に関係する研究者が交流し、研究成果を地域振興に活かす屋久島学ソサエティの大会を開催	2)継続して対策を行っていくもの 12月4、5日オンラインで開催	<屋久島町> ・屋久島学ソサエティの会員募集及び開催	
6. 計画の実施その他の事項				○	屋久島生物多様性保全協議会 <H25～:屋久島町> ・屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとしての拡張申請するためにゾーニング、管理体制等を検討し、平成27年度に国内推薦を受け、平成28年3月19日に第28回ユネスコMAB計画国際調整理事会において登録が決定がされた	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの機能を維持発展させるため推進事業の検討 ・ユネスコエコパーク管理運営計画の策定	
				○	屋久島生物多様性保全協議会 <H26:屋久島町> ・第2回国際照葉樹林サミットin屋久島を開催し、照葉樹林の保護と保全の地域意識の醸成を図るとともに、ユネスコエコパークの着手について表明した。6月6日～8日	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		